

委員会行政視察報告書

平成 28 年 11 月 10 日提出

井原市議会議長 上野安是 様

報告者 市民福祉委員会 三輪 順治

井原市 (人口 4 万 2 千人、1 万 7 千世帯、面積 244 km²)

期 間	平成 28 年 10 月 26 日 (水) ～平成 28 年 10 月 28 日 (金)
出張先及び 担当職員 職名・氏名	島根県益田市【議 会】佐々木恵二 議長、福原義貞 局長、尾土井峰子 次長 【執行部】村上三恵子 健康子育て推進監(兼)保健センター長、 齋藤輝実 健康増進課長(兼)地域医療対策室長、 地域医療対策室 三家本美穂 主査、水津洋 主任 島根県浜田市【議 会】西田清久 議長、外浦和夫 次長、鎌原浩治 係長 【執行部】建築住宅課 佐々木巧 課長、占部順也 指導係長、 錢神吏志 主任技師 島根県雲南市【議 会】議会事務局 堀江篤志 【執行部】地域振興課 山本章平
出張者氏名	三輪順治、河合謙治、荒木謙二、坊野公治、大鳴二郎、宮地俊則、 佐藤 豊、山田正人(健康福祉部長)、大山次郎(議会事務局)
調査項目	島根県益田市:「地域医療を守る取り組み」について 島根県浜田市:「空き家対策」について 島根県雲南市:「地域自主組織の取り組み」について
10 月 26 日(水) 益田市(人口 5 万人、1 万 9 千世帯、面積 733 km ²)	
視察テーマ:地域医療を守る取り組みについて	
＜主な経緯と取組＞	
平成 20 年度 議会内に「地域医療対策特別委員会」立上げ	
「益田の医療が大変!」と題した街頭チラシ配布(コンビニ受診の抑制)	
平成 21 年度 地域医療を守る施策の確率を求める意見書を国・県に提出	
「益田の医療を守る市民の会」発足・・・現在では会員数は 300 人超	
平成 22 年度 チラシの配布(検診率向上を含めた 3 年目の啓発)と議員研修会の実施	
平成 23 年度 「益田市地域医療推進条例」制定・・・平成 21 年 9 月の延岡市の全国初	
の同趣旨の条例(延岡市の地域医療を守る条例)を先行事例として制定	

1. 報告書は、視察・研修終了後 2 週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

平成 24 年度 医療従事者・市民・議会・行政が一体となった取組の推進
平成 25 年度以降も、市の「地域医療対策室」を中心として
・ますだ健康ダイヤル 24(開始は平成 21 年 4 月)・・・迷ったとき、困ったとき、まず相談・・・電話料無料 24 時間(民間事業者に委託:年額約 4 百 5 十万円)の充実
・支える(守る)医療、育む医療(地元の医学生の確保対策)、連携する医療、学ぶ医療など、地域一体的・体系的に地域医療対策の実施している。
また、「市民の会」を中心として、地元出身の医学部生の確保に全力を挙げている。
＜所感＞
地元、益田市出身の医療従事者を目指す若者を、どうにかして故郷で就職させるための条件づくりに、議会、医療関係者、行政、市民の総力を挙げた取組には頭が下がる思いがした。
結果として、市民の健康寿命の延伸に大いに貢献されるであろう。
本市においても、「健康寿命日本一」を目指しているのであれば、今後とも医師や医療従事者(保健師、薬剤師、管理栄養士、理学・作業療法士などの専門家)はもとより、市民を巻き込んだ具体的な、効果的な具体策が必要である。
そうした意味からも、例えば「スポーツ」の担当を市長部局に移管し、子供から高齢者に至るまでの「するスポーツ」、「見るスポーツ」への支援、さらに「産業の観点からのスポーツ産業への支援」など、多岐にわたる施策の統合化の必要性を感じた。
10 月 27 日(水) 浜田市(人口 5 万 6 千人、2 万 7 千世帯、面積 694 km ²)
視察テーマ:空き家対策を巡る取組について
＜主な経緯と取組＞
平成 24 年度 「浜田市空き家等の適正管理に関する条例」制定
その背景として、当時、浜田市の関連条例(廃棄物の処理及び清掃等に関する条例、生活環境保全条例、火災予防条例)において空き地や空き家に関する規定はあるが、いずれもそれぞれの条例趣旨を基本とした個別対策であるため、横断的な空家等の対策(適正管理、事故・犯罪・火災の防止、良好な居住環境の確保)の必要性が生じたため

条例制定以降の具体時な危険空き家除去促進事業について			
平成 24 年度	2 件	平成 25 年度	13 件
平成 26 年度	16 件	平成 27 年度	15 件
平成 28 年 10 月時点	12 件		
跡地利用の例			
・ 市の道路の拡幅			
・ 地域のごみ集積場として活用			
〈課題〉			
解体後の具体的な活用策の困難さと、町内会等への寄付後の土地の管理			
〈事業概要〉			
・ 除去対策・・・空き家等の除去工事費に 10 分の 8 の 2 分の 1 を乗じた額。			
上限額 50 万円			
・ 危険空き家対策・・・寄付を受けた空き家を市が除去し、危険な状況を解消			
ただし、本事業には適用の認定(ハードルは高い)が必要。			
※1 本年の国の法律「空家等対策の推進に関する特別措置法」全面施行を受け、現在、空			
き家調査の実施(2～3 千戸)を行うとともに、条例改正作業を行うこととしている。			
※2 このほか、3 年間に限り(平成 23 年度～25 年度)、「空き家バンク」の登録を前提に、			
改修費用の 2/3(上限 1,000,000 円)を補助してきた。3 年間の実績 12 件			
〈所感〉			
国の法律ができる前から、市独自に「条例」を制定・実施されてきたことは、その分			
だけ地元が直面する困難な問題を、前向きに解決する努力や意気込みを感じた。			
また、この数年間の空き家等を取り巻く諸課題への実践や問題点の掘り下げ等を通じ、			
職員や自治会等の関係者が「我が故郷を何とかしないとイケない」といった、地元を想う			
意欲の醸成が図れているかに感じた。			
今後、今日までの取組が国の動きと連動し、益田市ならではの「空家等対策」は、地方			
創生(人口の減少対策等)への大きな観点からも活かせるであろう。			

本市においても、現在進めている「空き家調査」を基に、今後の空き家対策全般の施策に取り組むこととなるが、私も議会の一員としてしっかり提言等行っていきたい。

10月28日(金) 雲南市(人口4万1千人、1万4千世帯、面積553㎢)

視察テーマ：地域自主組織について

＜主な経緯と取組＞

平成17年4月に「雲南市市民活動団体との協働及び支援に関する規則」を施行。この中で、「協働」の定義を「市民、市民活動団体、事業者及び市が、お互いの提案を尊重し、補完し合って実施する社会貢献をいう」とし、また、「市民活動」とは、「市民が自らの信念と責任に基づき、自発的かつ自立的に行う活動であって、営利を目的とせず、かつ、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、まちづくりの推進、国際協力及び交流の推進など市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的としたものをいう」とされている。

そのうえで、平成20年10月、「雲南市まちづくり基本条例」（雲南市の最高規範）を策定し、改めて「協働」の定義として、「市民、議会及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとりが意識を高め合い、役割と責任を担い合いながら共通の目標に向かって取り組むこと」と再定義し、その活動に必要な経費を「雲南市思いをカタチに市民活動協働促進事業補助金」を創設したうえで、その活動に必要な財源を補完されている。

現在、市内で30の地域自主組織が活動し、年間の総予算として2億8千万円程度を充てている。「一括交付金」として交付。（財源は過疎債を活用）

従来の、いわゆる「公民館」を「交流センター」と改組し、30か所のセンターごと、指定管理方式で運用されている。（指定管理料は、別途手立てされているようです。）

この、地域自主組織は、概ね小学校区単位で編成されている住民組織で、自治会・消防団・PTA・老人クラブといった各種団体で構成され、交流センターを活動拠点として、地域づくり・地域福祉・生涯学習（社会教育）の3本柱の分野を中心に、様々な活動を展開。

今後、・子ども、若者、大人それぞれに「日本で一番チャレンジに優しいまち!」として
推進中。

〈所感〉

今までの議会視察の中で、一番の「新しい公共の形(システム)」を見た。

今、中山間地域では、人口減少と少子高齢化が一層進む中、自治会等の体力が低下し、そ
のため、地域の絆も希薄化しつつある。

であるからこそ、地域住民が互いに支え合い、より安心して安全な暮らしが実現できること
が求められている。

つまり、「向こう三軒両隣」的な地域自主組織が域課題を自ら発見し、そこに行政が協働
しつつ、できる限り「地域でできることは、地域で行う」(自治・自助)システム。

小規模ながらも様々な機能を持った課題解決型の住民自治「小規模多機能自治」を、雲南
市では全国に先駆けて地域自主組織が実践している。

「地方創生」が叫ばれているが、(言葉は少し悪いが)中央政権的な「上から目線」の創生
への改革では、「少子高齢化」の有する様々な課題対策という大波は超えきれない。

そこに住む人々の「真の自覚」と「自主的な地域計画づくり」。そのことこそが、自治の
出発点でありまた原点でもある。

行政、議会(議員)は、「人財づくり」・・・地域における有能な人材づくりや、これらの
人々を財政的に支援できる財源の確保により一層力を注ぐ必要がある。

このことを関係者みんなで共有し、「市民本位の自治」の実現に向けた今後の大きな視点
としたい、 という思いを強く持った。

以 上

委員会行政視察報告書

平成28年11月 4日提出

井原市議会議長 上野安是 様

報告者 市民福祉委員会 河 合 謙 治

[illegible]

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

2016. 10. 26島根県益田市（地域医療を守る取り組み）

（１）地域医療対策室設置まで

地域医療対策室設置の経過

- 以前の益田市は、医療を病院や島根県任せであった。
- 益田圏域の病院勤務医師数は、６年間で約２／３に激減。（H14:102名⇒H20:69名）
- 平成20年 6月20日 益田市議会 地域医療対策特別委員会の設置
- 平成20年 9月16日 市内産婦人科診療所が診療休止
- 平成20年11月13日 益田赤十字病院が里帰り分娩の制限を発表
- 平成21年 3月15日 「益田の医療を守る市民の会」設立
- 平成21年 4月 1日 健康増進課内に「地域医療対策室」を設置
職員1名体制⇒H21. 7に2名⇒H22. 4に3名⇒H24. 10に2名
H25. 10から現在まで3名体制（兼務含む）

（２）地域医療対策室の取り組み

支える（守る）限りある医療資源を支えるために・・・

◎勤務医師の負担軽減を図るため、市民の不安を解消するために

- ①益田市休日応急診療事業（開始H21. 4～）
益田市医師会と益田市薬剤師会の協力
- ②まずだ健康ダイヤル24（開始H21. 4～）

支える（守る）お産のできる医療機関の灯を消さないために・・・

◎周産期医療維持・継続等支援事業（開始H21. 10～）

（益田市・津和野町・吉賀町・萩市とともに医療機関に補助）

◎産科医等確保支援事業（開始H21. 4～）

（分娩手当として補助）

支える（守る）医療現場の声を聞く・・・

- ①医療関係者との意見交流会実施（開始H22年度～）
市内3病院の医師・看護師・薬剤師・事務職員、益田市医師会、島根県益田保健所
益田の医療を守る市民の会、市議会議員
- ②病院勤務医師支援事業実施（開始H24年度～）
- ③わたしたちを守る、わたしたちが守る地域医療
市広報やホームページで医師を紹介（H22. 7月15日号から11名を紹介）
H27年4月から市広報で医療従事者のリレートークを開始

育む 医療を担う貴重な人材育成・確保に向けて・・・

医学生①島大医学部医学科地域枠推薦（開始H18年度～）現在6名の医師誕生、在学生9名

②秦佐八郎博士顕彰医学生奨学金制度（開始18年度～）

H28年10月現在貸付状況9名（島根大学、山口大学、広島大学）

③島根大学医学生との意見交換会（開始H22年度～）

病院の若手医師等や初期臨床研修医が市長に同行し出雲市で実施

看護学生①石見高等看護学院地域推薦（開始H19年度～）

卒業生30名全員が、看護師、助産師として市内で勤務、在校生12名

②石見高看護地域枠入学生徒との意見交換会（開始H22年度～）

市長や先輩看護師、保健師等と将来について語る

中学生への医療教育

①中学生地域医療現場体験事業（開始H22年度～）

②先輩から後輩に伝え、学ぶ授業（開始H22年度～）

後輩達に自らの考え方を伝え、今の生活を見つめ直す機会を与える

小学生への医療教育

石見高等看護学生と地域の子ども（小学生）とのふれあい活動事業（開始H21年度～）

◎地域医療教育推進事業（開始H27年度～）

市内全ての小・中学校で実施（小学校16校、中学校12校）

市の地域の現状と課題を知り、ふるさとの将来に果たすべき役割について考える
ことで、医療従事者を目指す子どもを増やすことや、「命」をつないでいくこと
の大切さを伝えていくことを目的とする。

主な内容

- 産んでくれてありがとう教室
- 医師など医療従事者による講演会
- 医療関係図書を利用した調べ学習
- 益田の医療を守る市民の会とのワークショップ など

学ぶ 市民・病院・議会・行政がともに・・・

- 「地域医療を守り・育てる住民活動全国シンポジウム」
(H21年度から市民・議会・行政が一緒に参加)
- 「医療崩壊を起こさせないために市民皆で考えるシンポジウム」(H21. 4)
- シンポジウム「益田圏域の医療体制の現状とこれから」(H21. 10)
- 益田市保護者連合会主催：市民セミナー「産科医療の現状を知る」(H23. 7)
- 益田の医療を守る市民の会開催
(小児科医と子育て中の親と懇談 H22. 7) など

連携する 市民・病院・議会・行政がともに・・・

- 益田の医療を守る市民の会が行う活動に参加
- 益田市議会からの積極的な対応
- 益田圏域（津和野町・吉賀町・益田保健所）の医療担当者会議の実施による情報共有
- 益田赤十字病院内「医療従事者確保対策委員会」からの助言と協力
- 医療従事者・看護学生・救急隊員と協力

(3) 地域医療への対策と想い

- ①情報交換できる機会を提供
市民の医療に対する不安を医療機関に伝え、医療状況の実態を知ることが出来る場を積極的に設ける。
- ②一緒に推進
医療従事者確保に向けた様々な取組みを関係機関（県、医療機関、保健所、他町）と取り組む。
- ③顔の見える関係づくり
市民・病院・議会・行政が情報の共有を行い、取り組めるように努める。
- ④パイプ役
医師不足などの医療機関の現状を市民へ、市民の不安を医療従事者へ伝えることを担う。

- ◎医療や健康に関心のある市民の広がり支援する
- ◎次世代の医療を担う人材育成（育む）を継続する
- ◎医療従事者も市民も誰もが安心して住めるまちづくりをすすめる

益田市出身の医療従事者を目指す若者が、ふるさとに帰り定着出来る条件づくりをすすめて行くことで、益田の地域医療の充実をつなげていきたい！

(所感)

地域医療を守るために、市民が率先して対応している。行政においても、医療教育を中心に積極的に行動しているのに対し、医療者の人々も協力している。
当市においても、学ぶべき点が非常に多いように思える。

2016. 10. 27島根県浜田市（空き家対策）

1. 条例制定の経緯等について

(1) 条例制定の背景・目的

空き家・廃屋の問題は、本来は所有者等が解決すべき課題であると考えているが、地域のつながりや隣近所の人間関係が薄れ、住民間で問題を解決できなくなっている中で、市はこの問題を地域課題と受け止めている。

「浜田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第8条（清潔の保持）、「浜田市生活環境の保全に関する条例」第8条（空き地の維持管理）、「浜田市火災予防条例」第24条（空地及び空家の管理）にも空き地及び空き家の管理について規定しているが、それぞれの条例の趣旨に基づくものであることから、直ちに廃屋対策につながるものではない。

そこで、空き家の所有者や地域と共にその問題解決に取り組んでいくため、更に保安上危険な状態に具体的な対応ができるようにするための法的な根拠として条例を制定することにした。

(2) 実績

平成13年度から本年9月末までに、管理不足などにより危険な状態である空き家の相談件数は216件に達している。このうち、条例施行前に解体されたものは44件。条例の施行後、指導改善により建物の補強や改修をして危険回避済みとなったもの、また解体されたものの件数は77件となっている。残りの95件については、条例に基づき適正な管理を繰返しお願い・指導している状況である。

(3) 成果、課題

- 指導の拠り所ができて対応方針が明確になった。
- 空き家に関して、市民に関心を持ってもらえるようになった。
- 条例における支援制度（危険空き家除却促進事業、危険空き家対策事業）により問題が長期化していた空き家についても危険解消につながった。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い条例の見直しが必要となる。
- 協議会の設立、空家等対策計画の策定の検討が必要。
- 空家等対策における関係部署を含めた組織の連携体制などの構築が必要。

2. 空き家等の情報収集と対応について

平成26年度、浜田市全域において空き家の実態調査を実施。約2,400棟が空き家である可能性が高い建物と判明しており、そのうち約600棟が倒壊の危険性が高いものと判断され、防犯・防災・環境の面から所有者の特定、適正管理の指導等の対策を講じる必要があると認識している。

また、その他利活用が可能な空き家については、空き家バンクなどの活用に向け検討する必要があると考えている。

3. 危険空き家除却促進事業について

○目的

適正に管理されず、周囲に対して危険性の高い空き家の除却工事を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を補助することにより、危険な状態を解消するための支援を行う。

○事業概要

①補助対象となる危険空き家等の要件

(建物)

- 現に人が使用していないもの又は人が使用していないと同様の状態にあるもの
- 倒壊することにより周囲に対して著しく危険性があるもの
- 木造又は鉄骨造で、不良度の測定基準による評価の合計が100点以上であるもの

(工作物)

- 危険空き家に附属するもので、周囲に対して防災上著しく危険性があると認められるもの

②補助対象者

危険空き家の所有者又はその相続人とする。

③補助対象工事

該当する危険空き家を全部除却するものとする。

④補助金額

補助対象経費（危険空き家等除却工事費に10分の8を乗じて得た額）に2分の1を乗じて得た額で、50万円を限度とする。

⑤認定申請

補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請前に認定申請書を市長に提出して、事業の適否を確認しなければならない。

4. 危険空き家対策事業について

○目的

適正に管理されず、防災上周囲に対して危険性の高い空き家について、その所有者から空き家及び土地の寄附を受け、市において空き家を除却し、その土地を地域において有効活用することにより、危険な状態を解消する。

○事業概要

1 対象建物及び土地の要件

- ①用途地域又は建築基準法第22条の規定により指定された区域に存する木造又は軽量鉄骨造の住宅の危険空き家。

- ②市に土地・建物を寄附できる。
- ③地域において土地を有効活用できる。
- ④土地・建物に物権又は賃借権が設定されていない。
- ⑤土地・建物の固定資産税を滞納していない。

2 事業適用の認定

事業の適用を受けようとする者は、市に認定申請書を提出する。市長は当該物件を調査し、要件に該当する場合は認定通知をする。この場合、危険空き家対策検討委員会において、認定要件に該当するかを審査する。

3 除却の決定

認定を受けた者が土地・建物を寄附する申出をした場合、市長は除却することを決定する。

4 土地の活用及び維持管理

市長は、地域住民と協力し、除却後の土地の有効利用を図るとともに維持管理を行う。

(所感)

空き家対策として、浜田市では、「危険空き家除却促進事業」と「危険空き家対策事業」の2本柱で対応されている。どちらの事業においても、今一つ決定打にはなっていないようだ。空き家の問題は、全国的に広がっており、当市においても、引き続き検討していくべき課題である。

2016. 10. 28島根県雲南市（地域自主組織の取り組みについて）

小規模多機能自治による住民主体のまちづくり

- 人口：41,927人（平成22年国勢調査速報値）
- 世帯：12,908世帯（平成22年国勢調査速報値）
- 面積：553.4km²

人口減少・少子高齢化は地域社会崩壊の危機を招く！

住民を取り巻くネットワークは、人口減少度合い以上に急速に減少！
⇒残された人の負担増加⇒他出⇒負担⇒・・・（負のスパイラル）

地域自主組織の設立経緯

- 平成15年 コミュニティ・住民自治プロジェクト報告書
- 平成16年 新市建設計画
- 平成16年11月 雲南市発足
- 平成17～19年 地域自主組織設立
- 平成19年 総合計画策定
- 平成20年 まちづくり基本条例施行

小規模多機能自治組織と自治会等の違い

小規模多機能自治組織		自治会・町内会・区	
●より広域的な区域	⇔	●自治会等の区域	
●一人一人が中心（総合力）	⇔	●世帯主が中心	
●行事よりも活動が多い	⇔	●活動よりも慣習的行事が多い	
●スケールメリットを発揮できる	⇔	●より身近なので、まとまりやすい	
●常勤スタッフ体制がある	⇔	●常勤スタッフ体制はない	

(まとめ)

- ◎どちらが大事か、ということではなく、どちらも大事。
- ◎基本的に、自治会等はその区域内、小規模多機能自治組織はその区域内での活動が基本となり、一般的優先度は補完性の原則による。

「持続可能な地域社会の仕組みづくり」のポイント

- ①地縁型の住民による住民のための組織であること。
- ②地域内の多様な主体が参画していること。
- ③組織体制が確立されていること。
- ④活動拠点があること。
- ⑤活動分野が3つ以上あること（複合的な活動であること）。
- ⑥課題解決志向であること。

小規模多機能自治組織の法人格取得方策（４自治体共同協議）

伊賀市・名張市・朝来市・雲南市（事務局：雲南市）

4 自治体共通の課題

- ①任意団体であるため、契約行為が代表者の私的契約になってしまう（雇用契約含む）。
- ②多額の金額の扱いが個人責任になってしまう。
- ③農業法人など分野別に適した法人組織はあるものの、地域自治組織は複合的な要素をもつ組織であり、その活動が多分野にわたるが、収益事業ごとに納税義務が生じ、本来ならばある部門の公益的活動による収益を他の部門の公共的活動の原資として活用したいところであるが、みなし寄付は適用できないため、公益的活動による自主財源確保の阻害要因となっている。
- ④市民力による公共的性質をもった組織であるが、公益法人やNPO法人のように寄附控除の対象ではないため、寄付金による財源確保が進まない。

こうした課題は4自治体だけでなく、小規模多機能自治が進展した場合、契約行為や収益事業（指定管理も収益事業の一つ）による納税義務が生じるなど、どの自治体でも直面せざるを得ない課題であり、全国共通の課題である。

新たな法人格創設の提案（スーパーコミュニティ法人の骨格）

- ①自治体内分権（自治基本条例での位置づけ）を前提に、「住民による自治」（参画・協働）担う法人。
- ②公共的な地域活動、経済活動を分野横断的に統合型で運営できる法人。
- ③根拠法に規定された条例に基づき、市長が認定することをもって、地域代表制を獲得する法人。
- ④住民による自律性を尊重できる法人。

雲南市総合戦略の重点戦略

（戦略の狙い）

○ひとの創生（課題解決型人材の自給自足）

子どもたちのキャリア教育や大学機関との連携による将来の担い手育成と、課題解決型人材の誘致・育成による「よそ者」と「地の者」の育ち合いを促進し、課題解決型人材の自給自足を図ります。

○しごとの創生（課題解決型ビジネスモデルの創出）

地域や学校、事業所、NPO等と課題解決型人材をつなげ、若者や地域が自ら課題解決に取り組む新たなチャレンジを生み出し、さらに持続可能なビジネス展開を支援することで、課題解決型ビジネスモデルを創出します。

○まちの創生（多様な人材・セクターによる総働の地域づくり）

中間支援組織の育成・確保や地域自主組織の活動力を高める「法人化」により、多様な人材やセクターが課題解決にチャレンジする総働の地域づくりを推進し、市民一人ひとりがプラチナのように光り輝く「プラチナシティ」を目指します。

（所感）

雲南市の取り組み方と、当市の取り組み方とでは余り変わりはないように思えた。やはり人口減少・少子高齢化の中では、共助を中心に支え合っていないといけないと思う。

委員会行政視察報告書

平成28年11月3日提出

井原市議会議長 上野 安是 様

報告者

市民福祉委員会 荒 木 謙 二

期 間	平成28年10月26日（水）～平成27年10月28日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	島根県益田市【議 会】佐々木恵二 議長、福原義貞 局長、尾土井峰子 次長 【執行部】村上三恵子 健康子育て推進監(兼)保健センター長、 齋藤輝実 健康増進課長(兼)地域医療対策室長、 地域医療対策室 三家本美穂 主査、水津洋 主任 島根県浜田市【議 会】西田清久 議長、外浦和夫 次長、鎌原浩治 係長 【執行部】建築住宅課 佐々木巧 課長、占部順也 指導係長、 錢神吏志 主任技師 島根県雲南市【議 会】議会事務局 堀江篤志 【執行部】地域振興課 山本章平
出張者氏名	三輪順治、河合謙治、荒木謙二、坊野公治、大鳴二郎、宮地俊則、 佐藤 豊、山田正人健康福祉部長、大山次郎議会事務局主査
調査項目	島根県益田市：「地域医療を守る取り組み」について 島根県浜田市：「空き家対策」について 島根県雲南市：「地域自主組織の取り組み」について
	(別紙のとおり)

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

島根県益田市【地域医療を守る取り組み】	平成28年11月26日
地域医療対策室設置の経過として、以前は医療を病院や県任せであり、医師数が6年間で	
2/3に激減し、さらにコンビニ受診が増え続け、病院では医師が疲弊し、病院を離れ、	
市民が医師不足への不安を感じ始めたため、平成21年「地域医療対策室」を設置した。	
「地域医療対策室」の取り組みとして、	
支える（守る）・招く・育む・学ぶ・連携するのもと	
支える（守る）	
○勤務医師の負担軽減を図るため、市民の不安を解消するために	
① 益田市休日応急診療事業（H21.4～） 医師会、薬剤師会協力	
② ますだ健康ダイヤル24事業（H21.4～）	
○お産のできる医療機関の灯を消さないために	
① 周産期医療の維持・継続等支援事業（H21.10～）	
② 産科医等確保支援事業（H21.4～）分娩手当として補助	
○医療現場の声を聞くために	
① 医療関係者との意見交換会の実施（H22～）	
② 病院勤務医師支援事業（H24～）	
③ 「わたしたちを守るわたしたち地域医療」 市広報で医師紹介等	
招く	
○医療従事者を呼び入れる・歓迎する	
① 赴任医師歓迎事業（H24～）	
② 実習生受入事業（H25～）	
育む	
○医療を担う貴重な人材育成・確保に向けて	
医学生	
① 島大医学部医学科地域枠推薦（H18～）現在医師6名・在学生・9名	
② 泰佐八郎博士顕彰医学生奨学金制度（H18～）現在貸付状況9名	
③ 島大医学生生徒との意見交換（H22～）	
看護学生	
① 石見高等看護学院地域枠推薦（H19～）卒業生30名全員市内勤務	

② 石見高等看護学院地域枠入学生徒との意見交換（H22～）
中学生への医療教育
① 中学生地域医療現場体験事業（H22～）
② 先輩から後輩に伝え、学ぶ授業（H22～）
小学生への医療教育
① 石見高等看護学生と地域の子どものふれあい活動事業（H21～）
医療を担う貴重な人材育成・確保に向けて
① 地域医療教育推進事業（H27～）
地域すべての小・中学校で実施
学ぶ
市民・病院・議会・行政がともに
① 各シンポジウムの開催
連携する
市民・病院・議会・行政がともに
① 「益田の医療を守る市民の会」が行う活動に参加
益田市議会の積極的な参加・益田圏域の医療担当者会議の実施による情報共有
益田赤十字病院内「医療従事者確保対策委員会」からの助言・協力
医療従事者・看護学生・救急隊員と協力
（所感）
井原市においても地域医療は喫緊の課題であり、今回の視察も有意義であった。まず、
「ますだ健康ダイヤル24」は業務委託で実施し、年中24時間体制で電話健康医療専門員
が対応し、カウンセラーが適切に回答することによって、年間相談者数も増え、不安が解消
されコンビニ受診に歯止めがかけられたとのことである。専門業者への委託料も約500万
で、時間外医療や救急搬送が減少したことは評価ができる施策であり、当市でもコンビニ受
診等を把握し、研究すべき事業のひとつと考える。
また、益田市議会は平成23年に全国に先駆けて、議会主導で「益田市地域医療推進条例」
を制定し、地域医療の確保・充実に努められている。「地域医療対策室」の設置について
も以前は医療を病院や県任せであったものを対策室を設けることによって、市民・行政・議

会・医療一体となって、情報交換・意見交換のできる環境づくりに努めている。	
このようなことを参考に今後、地域医療の充実に向けて努めていく所存である。	
島根県浜田市【空き家対策】	平成 28 年 11 月 27 日
1. 平成 24 年「浜田市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、空き家等の管理の	
適正化を図り、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、安全で良好な居住環境の確保に	
努められている。	
実績	平成 13 年から 28 年 9 月末まで 相談件数 216 件
	条例施行前に解体された件数 44 件
	補強・回収により危険回避済み・解体件数 77 件
	条例に基づき、適正な管理の指導 95 件
成果	・指導の拠り所ができ対応方針が明確になった。
	・市民に関心が持たれるようになった。
	・条例における支援制度により危険解消につながった。
課題	・空き家対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い既存の条例の見直しが必要
	・協議会の設立・空き家対策計画の策定の検討が必要
	・空き家対策における関係部署を含めた組織の連携体制等の構築が必要
2. 空き家等の情報収集と対応について	
平成 26 年度、全域において空き家の事態調査を実施。約 2400 棟が空き家の可能性	
うち、約 600 棟が倒壊の危険性が高いと判断。よって、防犯・防災・環境の面から	
所有者の特定、適正管理の指導等の対策が必要。	
利活用可能な空家については、空き家バンク等の活用に向けて検討することが必要。	
3・危険空き家除去促進事業について	
使用されていない危険な空家を除去する場合に、工事費の一部を補助する。	
実績	H27 年 15 件 助成額 ¥6,900,000。対象事業費 約 23,400,000.
4. 危険空き家対策事業について	
市街地にある危険な空き家とその土地を寄付していただき、市がその建物を除去して	
跡地を地域活性化のために用地として活用する。	

実績	H28年度 1件予定 跡地を地域のごみ集積場として利用
課題	解体後の土地を地域において有効利用することが条件のため、具体的な活用の策定に苦慮することや、寄付後の町内会等による土地の管理が難しく、対象となる物件が少ない。
(所感)	
	浜田市においては、「空き家等の適正管理に関する条例」を平成24年度に策定され、「危険空き家除去促進事業」「危険空き家対策事業」等で所有者に対し、必要な支援を実施されています。この12月定例会には国の「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「浜田市空き家等の適正管理に関する条例」を廃棄し、新たな条例を策定し、提案されとのことである。
	井原市においても空き家は約2400戸あり、この対策は喫緊のものである。本来は、所有者等が適正管理をし、解決すべき課題ではあるが、住民間では解決が困難な場合は市が、解消すべき措置を講ずる必要がある。国の「空き家対策の推進に関する特別措置法」をもとに井原市も空き家等の適正化を図り、倒壊等の事故、犯罪、火災を防止し、安全で良好な居住環境を確保すべく、市の支援を含めた条例の策定をしなければならないと考える。
島根県雲南市【地域自主組織の取り組み】	平成28年11月28日
	雲南市は、平成16年に新市として誕生し、市全体が中山間地域であり、全域が過疎地域指定である。また、人口減少、少子高齢化に歯止めがかからず、日本の近未来の縮図と考えられる。人口減少、少子高齢化は既存のネットワークが、人口が2割減少することによって、4割減少となり、負のスパイラル現象を起こすことになる。
	そうした経緯から集落機能を補完する新たな自治組織の確立・地域の主体性に基づく組織化が進むような環境作りが必要となった。地域崩壊の危機（ピンチ）を住みよい地域づくり（チャンス）へと新たな地縁モデルの結成を創設した。それが、
	地域自主組織＝小規模多機能自治で概ね小学校区域で広域的な地縁組織とし、その中に既存の目的型組織・属性型組織・地縁型組織を総括的に含み、考え方としては、1世帯1票制から1人1票制とし、目的は、地域課題の解決で、地域でできることは地域でやる

ことにある。
小規模多機能自治組織と自治会等の違いは、小規模多機能自治組織は広域的な区域であり
一人一人が中心となり、行事よりも活動が多く、常勤スタッフ体制である。基本的には、
自治会等はその区域内、小規模多機能自治組織はその区域内の活動が基本となり、一般的な
優先度は補完性の原則による。市内には30組織あり、人口規模は、200人弱から6,000
人、世帯数も60弱から1900世帯と幅広い。
平成24年までは、基礎的組織の整備であったが、平成25年からは、制度改善による
活動基盤の強化に努めている。持続可能な地域社会の仕組みづくりのポイントとして、
① 地縁型の住民による住民のための組織であること。
② 地域内の多様な主体が参画していること。
③ 組織体制が確立されていること。
④ 活動拠点があること。
⑤ 活動拠点が3つ以上あること。（複合的な活動であること）
⑥ 課題解決志向であること。 にある
今後は小規模多機能自治組織の法人格取得にあたり、課題としては、契約行為や収益事業
による納税義務が生じるなどがある。
（所感）
中山間地域で人口減少、少子高齢化、まさに高齢化率45%を超える美星町においても同
様の課題である。美星町には全国的にも稀な自治公民館組織があり、22地区の自治公民館
の集合体が自治連合会組織で本年50周年を迎えた。設立時から比べると少子高齢化により
活動を含め、脆弱化は否めない。そうした中、雲南市の小規模多機能自治組織は地域ででき
ることは地域でやる、自助・共助にあり、今後の参考にしたい。
今後はいかに持続可能な組織づくり・地域づくりになると思うが、過疎地域の先導とな
る活動をし続けていただきたい。今後も雲南市の小規模多機能自治組織を研究したいと
考える。

委員会行政視察報告書

平成 2 8 年 1 1 月 11 日提出

井原市議会議長 上野安是 様

報告者 市民福祉委員会 坊野 公治

期 間	平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日（水）～平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	島根県益田市【議 会】佐々木恵二 議長、福原義貞 局長、尾土井峰子 次長 【執行部】村上三恵子 健康子育て推進監(兼)保健センター長、 齋藤輝実 健康増進課長(兼)地域医療対策室長、 地域医療対策室 三家本美穂 主査、水津洋 主任 島根県浜田市【議 会】西田清久 議長、外浦和夫 次長、鎌原浩治 係長 【執行部】建築住宅課 佐々木巧 課長、占部順也 指導係長、 錢神吏志 主任技師 島根県雲南市【議 会】議会事務局 堀江篤志 【執行部】地域振興課 山本章平
出張者氏名	三輪順治、河合謙治、荒木謙二、坊野公治、大鳴二郎、宮地俊則、 佐藤 豊、山田正人健康福祉部長、大山次郎議会事務局主査
調査項目	島根県益田市：「地域医療を守る取り組み」について 島根県浜田市：「空き家対策」について 島根県雲南市：「地域自主組織の取り組み」について
別紙	

- 1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
- 2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

益田市「地域医療に対する取り組み」

益田圏域の医師不足が深刻化していったことから、地域医療対策室を設置し地域医療を支える取り組みを行っている。

- ①支える：益田市休日応急診療事業、ますだ健康ダイヤル 24、周産期医療維持・継続等支援事業、産科医等確保支援事業、医療関係者との意見交換会実施、病院勤務医師支援事業実施、「わたしたちを守る、わたしたちが守る地域医療」
- ②招く：赴任医師歓迎事業、実習生受入事業
- ③育む：島大医学部医学科地域推薦枠、奨学金制度、島大医学生との意見交換、地域医療教育推進事業、
- ④学ぶ：市民、病院、議会、行政がともに学ぶ
- ⑤連携する：市民、病院、議会、行政がともに連携する

所感

赤十字病院に医師 42 名、医師会病院に医師 13 名など井原市と比べて多いと感じるが、島根県の西部圏域で考えると決して多くは無い。「益田の医療を守る市民の会」を中心に、市民みんなが医療の事を考えて、地域に赴任している医師を大事にし、また、将来の医師の育成、それに対する補助もしっかりと行っている。井原市においては、例えば市民病院の医師を我々でも知っていない。地域で自分の医療を守るという考え方が大切であると思う。

浜田市「空き家対策について」

空き家等の適正管理に関する条例について

1. 条例制定の経緯等について

(1) 条例制定の背景・目的

地域のつながりや隣近所の人間関係が薄れ、住民間で問題を解決できなくなっている。空き家の所有者や地域と共に問題解決に取り組んでいくため、更に保安上危険な状態に対応ができるようにするために法的な根拠として、条例を制定した。

(2) 実績

平成 13 年度から本年 9 月末までの相談件数は 216 件。条例施行前に解体されたものは 44 件、条例施行後は 77 件。残り 95 件は指導している状況。

(3) 成果、課題

- ・指導の拠り所ができて対応方針が明確になった。
- ・空き家に関して、市民に関心を持ってもらえるようになった。
- ・条例における支援制度（危険空き家除去促進事業、危険空き家対策事業）により問題が長期化していた空き家についても危険解消につながった。
- ・空き家対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い条例の見直しが必要。
- ・協議会の設立、空家等対策計画の策定の検討が必要。
- ・空家等対策における関係部署を含めた組織の連携体制などの構築が必要。

所感

危険空き家除去促進事業、危険空き家対策事業に関しては、井原市においても検討する価値はあると考える。壊したくてもお金がかかるので放置している例もあり、制度化することによって責任を明確にできると考える。

雲南市「地域自主組織の取り組み」について

人口減少に対応するために、地域自主組織を設立し小規模多機能自主組織として活動している。組織の3本柱として「地域づくり」「地域福祉」「生涯学習」を複合的に連携させて、一体的に課題解決をするようにしている。

「持続可能な地域社会の仕組みづくり」のポイント

- ①地縁型の住民による住民のための組織であること。
- ②地域内の多様な主体が参画していること。
- ③組織体制が確立されていること。
- ④活動拠点があること。
- ⑤活動分野が3つ以上あること。
- ⑥課題解決志向であること。

市民と行政が垂直関係から水平関係に。会議も円卓方式で行う。

日本で1番チャレンジにやさしいまちへ。

- ・子どもチャレンジ ひとづくり
- ・若者チャレンジ しごとづくり
- ・大人チャレンジ まちづくり

所感

井原市においては、各小学校区においてまちづくり協議会を設立し活動している。そうした面では決して雲南市に負けているとは思わない。ただ今現在、各種イベントなどをするほうに重きを置いている地区も多くある。各種団体が行ってきた行事を継続するために、出来ない所を補完するような活動になればさらに雲南市の様な活動ができると考える。

委員会行政視察報告書

平成28年11月7日提出

井原市議会議長 上野安是 様

報告者 市民福祉委員会

大鳴二郎

期 間	平成28年10月26日(水)～平成28年10月28日(金)
出張先及び 担当職員 職名・氏名	島根県益田市【議会】佐々木恵二 議長、福原義貞 局長、尾土井峰子 次長 【執行部】村上三恵子 健康子育て推進監(兼)保健センター長、 齋藤輝実 健康増進課長(兼)地域医療対策室長、 地域医療対策室 三家本美穂 主査、水津洋 主任 島根県浜田市【議会】西田清久 議長、外浦和夫 次長、鎌原浩治 係長 【執行部】建築住宅課 佐々木巧 課長、占部順也 指導係長、 錢神吏志 主任技師 島根県雲南市【議会】議会事務局 堀江篤志 【執行部】地域振興課 山本章平
出張者氏名	三輪順治、河合謙治、荒木謙二、坊野公治、大鳴二郎、宮地俊則、 佐藤 豊、山田正人健康福祉部長、大山次郎議会事務局主査
調査項目	島根県益田市：「地域医療を守る取り組み」について 島根県浜田市：「空き家対策」について 島根県雲南市：「地域自主組織の取り組み」について
益田市「地域医療を守る取り組み」について ①活動の中で医師と市民との意見交換会と年令・男女を問わず行われる との事であったがこれは素晴らしい事と思う。市民の何を考えているか何か 必要か、何をどうしてほしいかがよくわかってほしい。と感じた。 ②育成の中では島根大学医学部医学科地域枠推薦入学への市販の推薦 をやる事と医学生への奨学金貸与で市内の医療機関への勤務に 場合の返還免除である。医師確保に一生懸命やるという事が表 に出ている。だから卒業生がほとんど市内の病院へ勤務している。 ③益田市も高齢化率50%といわれここからの病院・診療所へ の交通が大変である。診療所の先生も見守りながら診察しているとの事。	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

浜田市「空き家対策」について

- ① 危険空き家の実態調査を行っている事。これがまず最初の行うべきと思われる。
- ② 条例における支援制度が充実している。取壊しに費用がかかりすぎる事への補助金の支給。新築費の補助などない空き家への対応。固定資産税の支払いで困る事にはわかるようにしている。
- ③ 山内郡の空き家をとらさるかは防犯・又物の侵入等の問題点等あり。見直す事もまたこれから出てくるとの事あり。見直すべき事は見直すべきである。(井原市も)

雲南市「地域自主組織の取り組み」について

- ① 各地域での魅力を見つける。悪い所は口言わないで良い所を見つけ協力する事が大事との説明その通りと感じた。人口減とみれば。苗々ま。苗々少くにはいかな。少しづつでも変えていくべき。
 - ② 世帯1票制から1人1票制へと→多くの意見を多く大事に。
 - ③ 外から人を入れる事でなく内の人を人に出さない事。
- 地区には様々な方が存在し。皆さし何かの特技を持てていると思う。住民それぞれが得意技を活かし活動や役割を求めれば。その道のリーダとして活躍出来ると思われる。住民同士の情報提供が必要。

最後この行政視察研修では市としての現在の内政の事はわかりあり三日間は大変勉強になったと思う。人口も井原市と大きな差は無く中山内地域もあり。その点も含めて内容的にも解り易い点もあり感じずらくて数多くあったと思う。

委員会行政視察報告書

平成 2 8 年 1 1 月 3 日提出

井原市議会議長 上野安是 様

報告者 市民福祉委員会 宮 地 俊 則

期 間	平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日（水）～平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	島根県益田市【議 会】佐々木恵二 議長、福原義貞 局長、尾土井峰子 次長 【執行部】村上三恵子 健康子育て推進監(兼)保健センター長、 齋藤輝実 健康増進課長(兼)地域医療対策室長、 地域医療対策室 三家本美穂 主査、水津洋 主任 島根県浜田市【議 会】西田清久 議長、外浦和夫 次長、鎌原浩治 係長 【執行部】建築住宅課 佐々木巧 課長、占部順也 指導係長、 錢神吏志 主任技師 島根県雲南市【議 会】議会事務局 堀江篤志 【執行部】地域振興課 山本章平
出張者氏名	三輪順治、河合謙治、荒木謙二、坊野公治、大鳴二郎、宮地俊則、 佐藤 豊、山田正人健康福祉部長、大山次郎議会事務局主査
調査項目	島根県益田市：「地域医療を守る取り組み」について 島根県浜田市：「空き家対策」について 島根県雲南市：「地域自主組織の取り組み」について
●島根県益田市：「地域医療を守る取り組み」について 従来、益田市では医療は病院や県任せであり、研修医制度の改正により他自治体同様、 医師不足となり平成 2 0 年には 6 年間で医師数が 3 分の 2 に激減したそうです。 そこで、大きな危機感を持った市議会は「地域医療対策特別委員会」を設置。しかし、 その後も市内の産婦人科診療所が診療を休止となり、赤十字病院が里帰り分娩を制限す るなど事態はますます深刻になって来たそうです。そこで、2 1 年 3 月に議会・行政・ 各市民団体などで「益田の医療を守る市民の会」を設立。翌月には健康増進課内に 「地域医療対策室」を設置。ここから益田市の医療を守る取り組みが始まりました。 この取り組みにより、医師不足をはじめ医療現場は大きく改善され現在に至っていま す。成功の秘訣は行政・議会・市民のスクラムがポイントであるように思います。	

1. 報告書は、視察・研修終了後 2 週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

なにより、益田市の取り組みで特筆すべきは議長を先頭に、市議会が旗振り役となつて危機的状況を訴え、行政を動かし市民を巻き込み活動を広げていき、「益田の医療を守る市民の会」の設立に繋げていった点です。以下その活動を紹介すると

○医師会・薬剤師会の協力による「益田市休日応急診療事業」

○コンビニ受診を抑えるための「ますだ健康ダイヤル24」

○お産のできる医療機関確保のための「周産期医療維持・継続等支援事業」・「産科医等確保支援事業」

○医療現場の声を聞く「医療関係者との意見交換会」の実施

○勤務医に感謝の気持ちを伝えるため、特産品を贈る「病院勤務医師支援事業」

○医療従事者を招く「赴任医師歓迎事業」・「実習生受け入れ事業」

○人財育成・確保に向け「医学部地域枠推薦」・「看護学生地域推薦」の活用。

「医学生奨学金制度」の実施。市長自ら出席する「現役医学生、看護学生との意見交換会」の実施。

○将来を見据え中学生への医療教育「中学生地域医療現場体験事業」。さらに小学生への医療教育「看護学生とのふれあい活動事業」

○市民・病院・議会・行政がともに医療の現状を学ぶシンポジウム・フォーラム開催などなど、この会の活動は多種多様広範囲にわたり、また将来も見据えた事業を着実に実行されており、大きな驚きを受けました。

中には、こんな事業で効果があるのだろうか？と感じていたところ、説明の中でお医者さんは皆さん大変喜んでいるとのこと。また「私たちも人間です。地域・行政からの期待、熱い思いが何よりの励みになります。」との医師のことばも紹介されました。

今回の研修では井原市と益田市を取り巻く地域環境や医療事情の相違点も多々あり、益田市の取り組みをそのまま当てはめることは適当ではないと感じられました。しかし、地域医療、とりわけ医師確保に対してはまず、今の医療の危機的な状況を行政・議会・市民が真剣に受け止め、情報を共有し、将来も見据えた出来る限りの対策を地道にコツコツ取り組んでいくことが何より必要であることに地域の違いは何も無いと感じました。医師不足を嘆くより、そのために今、何ができるか、しなければならないかを指摘された大変貴重な研修でした。

●島根県浜田市：「空き家対策」について

この問題は井原市においても同様に大きな課題となっています。

建築基準法には「建築物の所有者、管理者等は建築物の敷地、構造等を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない」と定められていますが、空き家が長年放置され、倒壊等により隣家や通行人・通行車両に気概が及ぶような危険な状態になっている場合があります。また、危険な空き家が景観上に悪影響を及ぼすばかりでなく、不審者の侵入、放火や火遊びの対象になることも懸念されます。浜田市においても年々空き家が増加してきており、この問題を地域課題と受け止め、その解決に向け「浜田市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。

全国的にも取り上げられ、平成27年2月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されましたが、浜田市ではすでに平成24年10月に「条例制定がなされています。その実績は平成13年度から本年9月までの相談件数は216件、その内条例施行前に解体されたものは44件。条例施行後、解体・補強・改修されたものが77件、残りの95件は指導している状況だそうです。

その成果として

○指導の拠り所ができて対応方針が明確になった。

○空き家に関して市民に関心を持ってもらえるようになった。

○条例における支援制度により問題が長期化していた空き家についても危険解消につながった。

また、課題としては

○特別措置法の制定に伴い条例の見直しが必要となる。

○空家等対策における関係部署を含めた組織の連携体制などの構築が必要。

などがあります。

浜田市の制定した条例に沿った課題解決のため、二つの支援事業が推進されています。

①危険空き家除却促進事業

適正に管理されず、使用されていない危険な空き家を除却する場合に、工事費の一部を補助するもので工事費に10分の8を乗じた額の2分の1で50万円を限度。

②危険空き家対策事業

危険性の高い空き家について、その所有者から空き家及び土地の寄付を受け、市において空き家を除却し、その土地を地域において有効活用することにより、危険な状態を解消する事業。

これらの事業を推進することにより、空き家問題の解決に取り組んでおられますが、まだその実績は少なくこれからの運用が大切であると感じました。また、いずれの事業も個人の所有物に対し、税金を投入することとなる訳で「公共の福祉」と「個人の責任」との狭間でどう折り合いをつけるか、という極めて難しい問題であることに違いはありません。

井原市においても全く同じ課題を抱えており、大いに知恵を絞らなければならないのは言うまでもなく、この問題を解決するには何と言っても「市民の理解」が不可欠であると感じました。

●島根県雲南市：「地域自主組織の取り組み」について

「小規模多機能自治による住民主体のまちづくり」のサブタイトルが付いていましたがまさにその通りでした。

平成 16 年に 6 町村が合併してできた雲南市でしたが、人口減少・少子高齢化は他市以上に深刻で地域社会崩壊の危機を強く感じられていたようです。そこで、

○集落機能を補完する新たな自治組織の確立

○地域の主体性に基づく組織化が進むような環境づくり

を目指した地域自主組織を設立しました。これは従来の自治会・町内会とは違い、より広域的な区域において行事より活動を主に行っています。自治会は自治会としての役割をしっかりと果たしており、相互に補完しあう形をとっています。

井原市にも各地域でのまちづくり活動を支援する補助制度はありますが、大きく違っているのは交付金の形をとっていること。また従来の公民館を公設民営の「交流センター」とし、会長・副会長に事務局を置いていること、市の職員が各組織の活動に積極的に関わっていることです。

地域自主組織数は全部で30組織あり、人口も多い所で6千人を超えるものから少ない所では2百人足らずのものもあります。こうした規模の違いもあり、交付金制度を採用しているのかな、と感じました。

しかし、それぞれの自主組織は住民自らが考え、企画し、活動を行っており井原市では考えられないようなものもありました。例えば、

○地域住民による預かり保育

幼稚園終園後の14時から18時まで開所。常勤2名、補助者5名。

○神楽こども教室を公民館事業として開講

神楽をしたいが為に、大学卒業後にUターンする人もいるとのこと。

○体験型宿泊施設での交流活動

廃校を活用し、宿泊、食事提供など住民が運営し、様々な交流・体験事業を実施。

○自主組織による買い物支援

交流センターで野菜や肉、飲料、加工食品に酒類まで住民が販売している。

○安心生活見守り事業

市水道局との委託契約で水道検針を毎月、全所帯を安否確認を兼ね訪問、声かけ。

○どぶろく&田舎料理レストラン運営事業

住民が調理し提供。地産地消の推進、農業所得の向上につながっている。

などなど創意工夫が溢れており、交流が大きく広がった上に、収益はさらに地域の福祉事業などに活用しているとのこと。井原市においてもすぐにでも出来るのでは、と感じるものもありました。

しかし、素晴らしい事業活動ではありますが、小規模多機能自治にもその運用にあっては多くの課題があり、また法律上、税務上、なかなか解決できない問題も抱えているのが現状であり、井原市としても大いに参考になるものでした。

雲南市ではこうした小規模多機能自治を進めていく中で住民に意識の変化が表れたといいます。それは市民生活のさまざまなサービスや役割を、従来の「…やってくれない」から「…やらしてくれない」に変わってきたそうです。この研修で一番感銘を受けたことでした。

委員会行政視察報告書

平成 2 8 年 1 1 月 9 日提出

井原市議会議長 上野安是 様

報告者 市民福祉委員会 佐藤 豊

期 間	平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日（水）～平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日（金）
出張先及び 担当職員 職名・氏名	島根県益田市【議 会】佐々木恵二 議長、福原義貞 局長、尾土井峰子 次長 【執行部】村上三恵子 健康子育て推進監(兼)保健センター長、 齋藤輝実 健康増進課長(兼)地域医療対策室長、 地域医療対策室 三家本美穂 主査、水津洋 主任 島根県浜田市【議 会】西田清久 議長、外浦和夫 次長、鎌原浩治 係長 【執行部】建築住宅課 佐々木巧 課長、占部順也 指導係長、 錢神吏志 主任技師 島根県雲南市【議 会】議会事務局 堀江篤志 【執行部】地域振興課 山本章平
出張者氏名	三輪順治、河合謙治、荒木謙二、坊野公治、大鳴二郎、宮地俊則、 佐藤 豊、山田正人健康福祉部長、大山次郎議会事務局主査
調査項目	島根県益田市：「地域医療を守る取り組み」について 島根県浜田市：「空き家対策」について 島根県雲南市：「地域自主組織の取り組み」について
別紙参照	

- 1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
- 2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

島根県益田市:「地域医療を守る取り組みに」について

益田市の地域医療対策室の取り組みについて、二つの対策を重点として実施されていた。「医療・健康に関心のある市民の広がり支援します」と「次世代の人材育成を支援します」である。具体的には医療環境の充実のため「支える」「学ぶ」「育む」「招く」「連携する」「要望する」を6つの柱とし、行政と医療現場の良好な関係性の構築、また、市民への医療現場の状況と現状把握の周知活動による信頼と絆を育む環境づくりに取り組まれていた。さらに、行政による将来の地域医療の継続性への対応が具体的に推進されていた。

「支える」では医療現場や医師の負担軽減策として「ますだ健康ダイヤル24」、24時間年中無休で健康や医療に関する相談ができる健康医療電話相談事業を実施することにより、コンビニ受診等の減少に繋げるなど医療現場の負担軽減で医療従事者の医療環境の改善に効果を出していた。

「学ぶ」 地域医療を守り・育てる全国シンポジウム・地域医療フォーラム等の各種研修会に参加し、地域医療の現状認識の醸成に取り組まれていた。

「育む」 将来の地域医療を担う人材育成のため、中学生地域医療現場体験事業や医学部・高等看護学院地域枠推薦制度への市長推薦、奨学金貸付制度等の多くの事業を展開し次世代の医療従事者の育成に取り組まれていた。

「招く」 赴任医師歓迎事業や市長より出身医師や関係機関への手紙送付等など医療従事者に対しての感謝と歓迎、また、人間関係作りに前向きに取り組まれていた。

「連携する」 益田の医療を守る市民の会を発足し、市民の地域医療への理解と安心

して受診・看護ができる地域の医療環境づくりに寄与されていた。また、会として医師と市民との意見交換会を実施するなど、積極的に地域医療の継続と維持に向けた取り組みが進められていることを強く感じた。

「要望する」県知事及び大学や病院へ医師確保等の要望

以上の 6 項目の取り組みを具体的な事業や企画で実施され医療関係者の理解と協力を得ながら、また、市民と行政が協力して地域医療の現状と改善への理解の輪を広げながら、また、将来の地域医療を支える人材育成の取り組みなどの含め、様々な観点から参考となる視察となった。

島根県浜田市「空き家対策に」について

人口減少や過疎化等により適切な管理が行われていない空き家が全国的に増加し、現在、全国で空き家は 820 万戸と言われる現状にあります。そうした中、浜田市では平成 24 年に浜田市空き家等の適正管理に関する条例を施行され、条例に沿った対応が実施されていた。

条文では、所有者へ空き家の適正管理の責務と適正に管理されていない場合の指導、勧告、さらには命令等が明記されるとともに、条例に市長は危険な状態にある空き家等の所有者等に対し危険な状態を解消するための必要な支援を行うことができると明記されている、その条文に沿って 2 つの支援事業を施行し空き家対策としていた。

1 件目は、「浜田市危険空き家除去促進事業」で危険空き家と判定された物件の除去費用に補助金を交付する。限度額 50 万円。

2 件目は、「危険空き家対策事業」で市街地にある危険空き家と土地を市が所有者よ

り寄付をいただき、その後、市が空き家を除去して跡地を地域活性化のために活用する取り組みである。

浜田危険空き家除去促進事業では補助金交付は毎年 13 ～ 15 件前後で推移しているとのこと、また、**危険空き家対策事業**は 1 件の事例があったとの事であり、予算として、毎年 2 件 200 万円を予算化しているとのこと。

今後は、平成 27 年 12 月に空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを受け、新たな条例づくりへの対応も考えたいとの説明もあった。

本市においても空き家の実態調査を実施している状況下にあることから、今回の視察を参考に、今後、議会での質問で空き家対策の具体的な提案をしていきたい。

鳥取県雲南市「地域自主組織の取り組み」について

少子高齢化による人口減少や過疎化等により地域コミュニティの維持が厳しくなる中で、小規模多機能自治による住民主体のまちづくりに取り組む雲南市を視察した。

雲南市の地域自主組織の取り組みは、平成 19 年よりスタートされていた、その背景は人口減少により、旧来の地縁で維持されていた地域自治の継続が困難となる中、さらに、そうした地域の広がりが予測されることから、地域の地縁組織の崩壊を防ぐと共に、各地区の公民館組織を継続しつつ、各地区に自主組織の交流センターを設置、職員も配備して行政の連携や事務的作業の体制整備の後、地域自主組織による地域づくりや、地域福祉、生涯学習等の事業の展開や課題解決の各種活動が実施されていた。

具体的な事例を紹介すると。

① 廃校を利用した**体験型宿泊施設での交流活動**を行い、地域の活性化につなげ

ていた。近年の状況は、宿泊客数が平成 25 年度 500 人弱、平成 26 年度 900 人弱との説明であった。

② はたマーケット

地域唯一の商店が閉店したため、地元地域自主組織が交流センターの中で、野菜や肉、飲料、加工品を販売、また地域内の買い物弱者を無料送迎、無料配達。さらに、交流センター内での交流カフェを開き、安否確認やひきこもり防止の福祉サービス機能としての役割を担っている状況を紹介された。

③ 安心見守り事業

水道局から委託契約を結び検針業務を受託、毎月地域内の 425 戸を訪問しての声掛けや避難行動要支援者の見守りを実施し地域の安全・安心活動に従事。

その他にも、どぶろく & 田舎料理レストラン運営事業、笑わが市 等の事業がおこなわれていた。

雲南市の地域自主組織の取り組みは、地域住民が地域課題を自主的に協議し地域課題の解決に向け、地域コミュニティを巻きこみながらの地域創生事業は、今後、多くの自治体の参考となりうる取り組みと感じた視察であった、現状、井原市の各地区で推進されている「地区まちづくり協議会」の各事業に類似した取り組みでもあり参考となる視察であった。